

# 市町村国保について

# 市町村国保の再編・統合

## 医療保険制度における再編・統合の必要性

医療保険制度については、以下の理由により、保険者の再編・統合を進めて、都道府県単位を軸として保険運営を目指すべき。

- ① 保険者として安定的な運営ができる規模が必要であること(財政面、事業面)
- ② 各都道府県において医療計画が策定されていること
- ③ 医療サービスはおおむね都道府県の中で提供されている実態があること
- ④ 上記を踏まえ、都道府県単位で医療計画、介護保険事業支援計画及び健康増進計画との整合性を図りつつ、地域の実情に応じて質の高い効率的な医療を提供できるような取組を推進し、医療費の適正化に取り組む必要があること

## 市町村国保における再編・統合の趣旨・目的

市町村国保については、高齢者や低所得者の増加、小規模保険者の増加、医療費や保険料の地域格差といった構造問題を抱え、制度運営が不安定になっており、これらの問題を解決するため、以下の事項を目的として、保険者の再編・統合を進めるべき。

- ① 保険財政基盤の安定
- ② 事務処理体制の整備と事務の効率化
- ③ 保険者機能の強化
- ④ 保険料の平準化(医療費の水準が同程度である場合には保険料も同じ水準)

こうした考えに基づき、再編・統合を進めるに際しては、最近の市町村国保をめぐる以下の点も考慮する必要がある。

### ① 市町村合併の状況

旧市町村合併特例法等により、平成18年3月末では約1,800となる見込み。しかしながら、合併の状況は都道府県によって異なり、市町村数が半減以上となる県もあれば、ほとんど合併が進まない県もみられる。また、合併によっても残る小規模保険者の広域化をどのように推進するか。

### ② 市町村国保における都道府県の役割の強化

今般、都道府県は、都道府県内市町村間の財政調整を行うこととなり、国保財政の安定のため一層の役割の発揮が図られることとなったところである。

都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう、広域自治体として、必要な指導を行う責務を有しており、都道府県財政調整交付金の配分等を通じて保険料の平準化等を促進し、保険運営の広域化を推進し、国保財政の安定化を促進することが期待される。

### ③ 後期高齢者医療保険制度との関係

新たな高齢者医療制度の創設により、従来国保の被保険者であった者は国保制度から離脱し、新たな医療保険制度に加入する方向で検討が行われているが、こうした後期高齢者医療保険制度の議論の趨勢を見つつ、検討する必要がある。

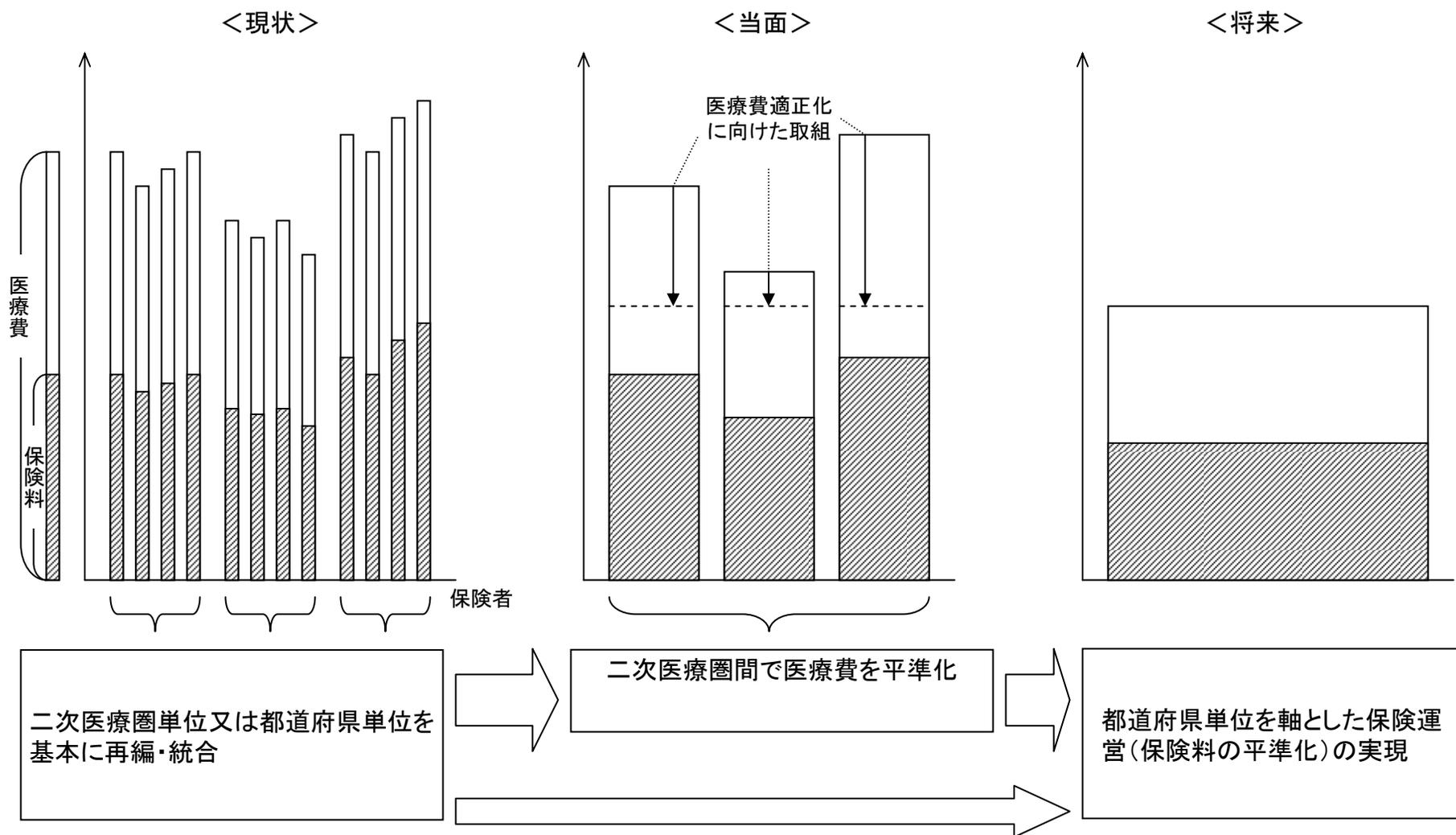
# 再編・統合後の国保運営の在り方

## (1) 保険者の規模・圏域

- 保険者の規模・圏域については、保険運営の広域化の目的の一つである保険料の平準化を実現する観点から、医療費水準の状況に応じて考えるのが適当である。
- 現状では、都道府県によって市町村間の医療費の格差の状況が異なることを踏まえ、当面は、以下の理由により、二次医療圏の区域を基本に再編・統合を行い、医療費の適正化及び保険料の平準化を進めることが適当と考えられる。
  - ① 二次医療圏は医療に関する通常の需要がその中でほぼ充足されるような区域であることから、医療費水準の平準化がしやすいこと。
  - ② 実際、二次医療圏単位での市町村ごとの医療費水準の格差は、離島等一部の地域を除けば大きくないこと。
- 都道府県内の二次医療圏間の医療費格差が大きくなり、保険料の平準化も比較的容易である等の状況にある場合には、都道府県を単位に再編・統合を行い、医療費の適正化及び保険料の平準化を進めることが適当と考えられる。

# ①医療費水準(保険料)の平準化に応じた再編・統合

## ②都道府県単位の医療費適正化の推進



## (2) 保険者の形態

- 市町村合併以外の方法で国保運営を広域化する場合の運営形態については、
  - ① 主体が明確であり、責任を持って安定した事業運営を行うことができる体制を確保するとともに、
  - ② 引き続き、住民に身近な市町村が保険料徴収や被保険者の資格管理等の事務に積極的に取り組むことができる必要があること

から、現行制度を前提とすれば、市町村を構成員とする広域連合又は一部事務組合の活用等が考えられる。

- いずれにせよ、都道府県は、再編・統合を推進する上で、医療費の適正化、保険料の平準化等を円滑に進める役割が期待されており、都道府県調整交付金の活用などを通じて積極的な役割を果たすことが重要と考えられる。

## <広域連合で運営する場合の広域連合と市町村の事務処理区分の例>

主 な 事 務		広 域 連 合	市 町 村
被 保 険 者 資 格 関 係	資格関係事務	電算システムによる資格管理、適用適正化事務	届出・申請の受理及び資格確認
	被保険者証等	一斉更新における被保険者証の作成等大量処理事務 資格証明書・短期被保険者証の交付決定	被保険者証の交付 資格証明書・短期被保険者証の交付
保 険 給 付 関 係	一部負担金関係	一部負担金の徴収猶予・減免の決定	一部負担金の徴収猶予・減免の申請受理
	療養の給付等	審査・支払（国保連への委託も含む。）	
	療養費等の給付	給付の基準決定 給付の決定	申請受理 給付決定（定型的なもの）
保 険 料 関 係	賦課	保険料賦課方式・料率の決定 保険料額の確定	所得情報の把握
		保険料の軽減・徴収猶予・減免の決定	申請受理
	徴収		徴収事務 納付相談、督促・催告
	滞納処分	財産調査・差押え等滞納処分事務	
医 療 費 適 正 化 関 係	医療費通知 レセプト点検	一括実施（国保連への委託を含む。）	
	保健事業	広域的な事業展開が効果的な事業の実施 事業の企画 マンパワーの確保	市町村保健事業との連携やきめ細やかな対応を要する事業の実施

### (3)再編・統合後の関係者の役割分担

市町村国保の再編・統合を進めていくに当たり、国、都道府県及び市町村は主に以下のような役割を果たしていくべきではないか。

#### ① 国

- ・ 国保制度の安定的運営を将来にわたり確保するための制度設計や財政負担
- ・ 医療制度全般にわたる、医療の効率化、質の向上に向けた施策の実施
- ・ 全国レベルでの財政調整の実施
- ・ 安定的な保険運営のための取組への支援

#### ② 都道府県

- ・ 保険者の安定的運営のための助言・負担
- ・ 国保の財政基盤強化のための制度に係る財政負担
- ・ 都道府県レベルでの財政調整の実施
- ・ 保健医療行政を所掌する立場や広域自治体という立場から、地域における医療費適正化や保険料収納の確保等保険者による安定的な保険運営のための取組への支援
- ・ 保険者の広域化に向けた指導及び支援

#### ③ 市町村

- ・ 保険者として又は広域化された保険者の構成員として、引き続き、国保事業の安定的な運営の確保
- ・ 基礎自治体として被保険者管理や保険料徴収、保健事業の実施等住民に身近なサービスの実施
- ・ 国保の財政基盤強化のための制度に係る財政負担

# 市町村国保の収納対策

